

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人畑山実の上告趣意は、憲法三七条違反をいうが、裁判書の訴訟当事者等の記載をいかにするかは、憲法三七条とは直接関係のない事項であるから、所論は前提を欠き、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五四年六月八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	本	一	夫
裁判官	大	塚	喜	一 郎
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	塚	本	重	頼
裁判官	鹽	野	宜	慶